



島根県報

平成19年11月30日(金)
号外第134号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

教委規則

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (教育庁総務課) 1
の一部を改正する規則

人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 25
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 25
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 27

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第28号

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成12年島根県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第66条」を「第1条」に改める。

第2条中「第68条」を「第2条第1項」に改め、同条第3号中「信託財産」の次に「に属する財産」を加え、同条第4号中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第4条及び第5条中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第6条中「前事業年度」を「前信託事務年度」に改める。

第7条の見出しを「(信託の変更に係る書類の提出)」に改め、同条第1項を次のように改める。

受託者は、法第5条第1項の特別な事情が生じたと認めるときは、信託の変更に係る届(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

第7条第2項中「信託条項」を「信託」に改める。

第18条を削る。

第17条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条中「直ちに」を「1月以内に」に、「(様式第11号)」を「(様式第24号)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、信託清算終了報告書(様式第25号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

(2) 信託の清算結了時における財産目録

(3) 残余財産の処分に関する書類

第17条を第30条とする。

第16条中「(様式第10号)」を「(様式第23号)」に改め、同条を第29条とする。

第15条第1項中「法第67条及び第69条第1項」を「法第3条及び第4条第1項」に、同条第2項中「(様式第9号)」を「(様式第22号)」に改め、同条を第28条とする。

第14条を第27条とする。

第13条第1項中「規定」を「規則」に改め、同条を第26条とする。

第12条を削る。

第11条中「法第8条第1項及び第72条」を「信託法第123条第4項又は同法第258条第6項及び法第8条」に、「(様式第7号)」を「(様式第17号)」に改め、同条を第21条とし、同条の次に次の4条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第22条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、信託管理人辞任許可申請書(様式第18号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第23条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、信託管理人解任請求書(様式第19号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

第24条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、新たな信託管理人選任請求書(様式第20号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第7号に掲げる書類

(信託の終了の請求)

第25条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、信託終了請求書(様式第21号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

第10条の見出し中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条中「法第49条第1項及び第72条」を「信託法第62条第4項及び法第8条」に、「新受託者選任請求書(様式第6号)」を「新たな受託者選任請求書(様式第11号)」に改め、同条第1号中「理由」を「事由」に改め、同条第2号及び第3号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条第4号中「及び信託財産の現況」を「の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の5条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第16条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下こ

の条において「信託財産管理命令」という。)を請求しようとするときは、信託財産管理命令請求書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
 - (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
 - (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- (保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第17条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定による許可を受けようとするときは、保存行為等の範囲を超える行為許可申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第18条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、信託財産管理者等辞任許可申請書(様式第14号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第19条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、信託財産管理者等解任請求書(様式第15号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第20条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産法人管理命令」という。)を請求しようとするときは、信託財産法人管理命令請求書(様式第16号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第9条中「受託者若しくはその相続人」を「委託者」に、「法第47条及び第72条」を「信託法第58条第4項及び法第8条」に、「(様式第5号)」を「(様式第10号)」に改め、同条第2号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第14条とする。

第8条中「第71条」を「第7条」に、「(様式第4号)」を「(様式第8号)」に改め、同条第1号中「辞任の」を「辞任しようとする」に改め、同条第2号中「及び信託財産の現況」を「の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び

信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。）の状況」に、同条第3号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（検査役の選任の請求）

第13条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、検査役選任請求書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 検査役の選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第7条の次に次の4条を加える。

（信託の変更の許可の申請）

第8条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、信託変更許可申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の変更をする根拠となる信託法（平成18年法律第108号）の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

（信託の併合の許可の申請）

第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合（信託法第2条第10項に規定する信託の併合をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、信託併合許可申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第2条第3号、第4号及び第7号から第9号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第4号中「引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

（吸収信託分割の許可の申請）

第10条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割（信託法第2条第11項に規定する吸収信託分割をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、吸収信託分割許可申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

（新規信託分割の許可の申請）

第11条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割（信託法第2条第11項に規定する新規信託分割をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、新規信託分割許可申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第2条第3号、第4号及び第7号から第9号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。
この場合において、同条第4号中「引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

様式第1号中「信託法第68条」を「公益信託ニ関スル法律第2条第1項」に、「信託財産」を「信託財産に属する財産」に、「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

様式第3号中「信託条項変更認可申請書」を「信託の変更に係る届」に、「信託条項の変更をしたい」を「公益信託について公益信託ニ関スル法律第5条第1項に規定する特別の事情が生じた」に、「により、」を「により」に、「申請

し」を「提出し」に、
「1 信託条項の変更案及び変更の理由を記載した書類
2 信託条項の新旧対照表
3 信託行為に定める手続を経たことを証する書類」

「1 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
2 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表」に、「信託条項の変更が」を「信託の変更が」に、「1から3まで」を「1及び2」に改める。

様式第11号中「（第17条関係）」を「（第30条関係）」に、「第17条の」を「第30条第1項の」に改め、同様式を様式第24号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第25号(第30条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

公益信託の名称

清算受託者 住 所

氏 名

㊞

(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

信託清算結了報告書

公益信託の清算を結了したので、島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第30条第2項の規定により下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- 2 信託の清算結了時における財産目録
- 3 残余財産の処分に関する書類

様式第10号中「(第16条関係)」を「(第29条関係)」に、「第16条の」を「第29条の」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第9号中「(第15条関係)」を「(第28条関係)」に、「第15条 島根県教育委員会」を「第28条 島根県教育委員会」に、「法第67条及び第69条第1項」を「法第3条及び第4条第1項」に、「(様式第9号)」を「(様式第22号)」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第8号を削る。

様式第7号中「(第11条関係)」を「(第21条関係)」に、「信託法第8条第1項及び第72条」を「信託法第123条第4項又は同法第258条第6項及び公益信託ニ関スル法律第8条」に改め、同様式を様式第17号とし、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第18号(第22条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

信託管理人 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

信託管理人辞任許可申請書

公益信託 の信託管理人を辞任したいので、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第19号 (第23条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

信託管理人解任請求書

次のとおり公益信託 〃 の信託管理人 〃 を解任されるよう信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により下記の書類を添えて請求します。

請求者の公益信託上の地位	
信託管理人の住所及び氏名	

記

- 1 解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第20号(第24条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

新たな信託管理人選任請求書

次のとおり公益信託 の新たな信託管理人を選任されるよう信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により下記の書類を添えて請求します。

請求者の公益信託上の地位	
信託管理人の住所及び氏名	
新たな信託管理人の住所及び氏名	

記

- 1 信託管理人の任務終了の理由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人となるべき者に係る履歴書及び就任承諾書

注 新たな信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、履歴書に代えてその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為を添付すること。

様式第21号 (第25条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

信託終了請求書

次のとおり公益信託 の信託の終了について、信託法第165条第 1 項及び公益信託二関スル法律第 8 条の規定により下記の書類を添えて請求します。

請求者の公益信託上の地位	
--------------	--

記

- 1 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 残余財産の処分の見込みに関する書類

様式第6号中「(第10条関係)」を「(第15条関係)」に、「新受託者」を「新たな受託者」に、「信託法第49条第1項及び第72条」を「信託法第62条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条」に、「理由」を「事由」に、「及び信託財産の現況」を「の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同様式を様式第11号とし、同様式の次に次の5様式を加える。

様式第12号 (第16条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

信託財産管理命令請求書

次のとおり公益信託 〃 の信託財産管理者を選任されるよう信託法第63条第 1 項及び公益信託ニ関スル法律第 8 条の規定により下記の書類を添えて請求します。

請求者の公益信託上の地位	
--------------	--

記

- 1 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 2 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- 3 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

様式第13号(第17条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

信託財産管理者 住所

(信託財産法人管理人) 氏名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

保存行為等の範囲を超える行為許可申請書

公益信託 について保存行為等の範囲を超える行為をすることの許可を受けたいので、信託法第66条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 2 許可を受けようとする理由を記載した書類

様式第14号 (第18条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

信 託 財 産 管 理 者 住 所
(信託財産法人管理人) 氏 名

㊞

(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

信託財産管理者等辞任許可申請書

公益信託 の信託財産管理者 (信託財産法人管理人) を辞任したいので、(信託法第74条第 6 項において準用する) 信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第 2 項及び公益信託ニ関スル法律第 8 条の規定により下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託財産管理者 (新たな信託財産法人管理人) の選任に関する意見を記載した書類

様式第15号(第19条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

信託財産管理者等解任請求書

次のとおり公益信託 〃 の信託財産管理者(信託財産法人管理人)を解任されるよう(信託法第74条第6項において準用する)信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により下記の書類を添えて請求します。

請求者の公益信託上の地位	
信託財産管理者(信託財産法人管理人)の住所及び氏名	

記

- 1 解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新たな信託財産管理者(新たな信託財産法人管理人)の選任に関する意見を記載した書類

様式第16号 (第20条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

信託財産法人管理命令請求書

次のとおり公益信託 の信託財産法人管理命令について、信託法第74条第 2 項及び公益信託ニ関スル法律第 8 条の規定により下記の書類を添えて請求します。

請求者の公益信託上の地位	
--------------	--

記

- 1 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 2 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- 3 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第5号中「(第9条関係)」を「(第14条関係)」に、「信託法第47条及び第72条」を「信託法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条」に、「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第4号中「(第8条関係)」を「(第12条関係)」に、「信託法第71条」を「公益信託ニ関スル法律第7条」に、「辞任の」を「辞任しようとする」に、「及び信託財産の現況」を「の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に、「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同様式を様式第8号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 9 号 (第13条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

検査役選任請求書

次のとおり公益信託 〇〇〇〇〇〇 の検査役を選任されるよう信託法第46条第 1 項及び公益信託ニ関スル法律第 8 条の規定により下記の書類を添えて請求します。

請求者の公益信託上の地位	
--------------	--

記

- 1 検査役の選任を請求する理由を記載した書類
- 2 検査役の選任に関する意見を記載した書類

様式第 3 号の次に次の 4 様式を加える。

様式第 4 号 (第 8 条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

公益信託の名称

受託者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

信託変更許可申請書

信託の変更をしたいので、公益信託ニ関スル法律第 6 条の規定により下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の変更をする根拠となる信託法の規定 (同法第149条第 4 項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。) を記載した書類
- 3 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

注 信託の変更が、事業内容の変更に係るものであるときは、上記 1 から 3 までの書類に加えて変更後の事業計画書及び収支予算書を添付すること。

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

受託者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

信託併合許可申請書

公益信託 及び公益信託 の信託の併合の許可を受けたいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 3 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

様式第 6 号 (第10条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

受託者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

吸収信託分割許可申請書

公益信託 〃 の信託財産の一部を公益信託 〃 の信託財産として移転することの許可を受けたいので、
公益信託ニ関スル法律第 6 条の規定により下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 2 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定 (同法第155条第 3 項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。) を記載した書類
- 3 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第156条第 2 項の公告及び催告又は同条第 3 項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手續を経たことを証する書類

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

島根県教育委員会 様

受託者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

新規信託分割許可申請書

公益信託 の信託財産の一部を新たな公益信託 の信託財産として移転することの許可を受けたいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 2 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- 3 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手續を経たことを証する書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第15条第2項の検査員証は、この規則による改正後の島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第28条第2項の検査員証とみなす。

(島根県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 島根県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年島根県教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第14条各号」を「第27条各号」に改める。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第30号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2ウの表中「6,100円」を「6,200円」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第31号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

「	「
34	33
34	34
35	34
35	34
36	35
36	35
37	35
37	36

別表第25中

38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

に改める。

別表第27中

26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31

を

25
26
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29

に改める。

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39

29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38

別表第28中

40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

を

39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
50
51

に改める。

別表第30中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47

を

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46

に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第32号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第9の3中	30	を	29	に改める。
	31		30	
	32		30	
	33		31	
	33		31	
	34		32	
	34		32	
	35		33	
	35		34	
	36		35	
	36		36	
	37		37	
	37		37	
	38		38	
	38		38	
	39		39	
	39		39	
	40		40	
	40		40	
	41		41	
	42		41	
	43		42	
	44		42	
	45		43	
	45		43	
	46		44	
	46		44	
	47		45	
	47		45	
	48		46	
48		46		
49		47		
49		47		
49		48		
50		48		
50		49		
50		49		

51	50
51	50
51	51
52	51

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行し、この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

